

●税条例等の一部改正の
※専決処分：承認

地方税法の改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置を適用し、固定資産税、都市計画税の特例割合を設定する施設項目の追加など、当該税制改正に対応した条例に改正するもの。

〔討論〕

遠山議員：異議申し立てがなくなり審査請求だけになると、不服の権利が狭まると、不服審査の縮小と住民参加の税制に逆行する。反対。

※専決処分：議会が議決または決定すべき事項を、特定の場合（緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない等）に限り、地方公共団体の長が議会に代わって処理すること。

●国民健康保険税条例の一部改正の専決処分：承認

地方税法改正に伴い、国民健康保険の基礎課税額・後期高齢者支援金等に係る賦課限度額の引き上げ、被保険者均等割額、世帯別所得割額を軽減する判定基準の拡充をし、当該税制改正に対応した条例に改正するもの。

〔討論〕

加増議員：自治体として自主判断もなく、限度額引き上げは認められない。国税の負担軽減が求められている。市民の健康と暮らしの安定が最優先課題。反対。

意見書

●放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を求める意見書：可決

福島第一原発事故から5年以上経過したが、いまだに高濃度の放射性汚染水の放出などが続き、原発事故は生命や環境に甚大な影響を与える極めて重大な人権侵害と言わざるを得ない。

国には放射能による環境汚染を未然に防止する責務があると考え、環境基本法改正を踏まえ、放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を早急に進めることを強く求める。

〔討論〕

小池議員：放射性物質による環境汚染を防止する責務が国にある。閣議決定された法律であり、国の責任で早急な関係諸法の整備を進めることを求める。賛成。

●TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書：否決

小池議員：農業にも大打撃を与え、雇用や医療、介護、あらゆる分野で多国籍企業に経済主権を売り渡すTPPは国会決議にも違反する。TPPの国会承認は、多くの人の力でやめさせるしかない。米国の言いなりではなく、自国のことは自分たち

ちで決めるといふ経済意識を持つことが必要。賛成。

人事案件

●人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（5件）：適任と答申〔再任〕

- 小沼登美子氏（71） 〓 下萱場
- 香取序子氏（69） 〓 台宿
- 須賀笙子氏（69） 〓 白山
- 〔新任〕
- 松浦 勉氏（65） 〓 本郷
- 色川 昇氏（63） 〓 柗木



放課後子どもクラブでの人権擁護委員の活動

※人権擁護委員：法律に基づき、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしているボランティア。市長が議会に意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱する。現在、取手市では11人の委員が活動中。

皆さんの希望です
陳情

請願は、皆さんが国や県、市区町村に対し、一定の希望を述べる制度です。憲法には、国民の基本的権利として請願権（第16条）が保障されています。議会への提出には議員の紹介を通過して行います。陳情は、議長が必要と認められたものについては、請願と同等に取り扱うことになっています。（今定例会には請願は提出されませんでした。）



東京都で配布されているヘルプマーク

①多目的トイレ拡充に関する陳情：採択

公共施設の多目的トイレ内に可能な限り順次オストメイト対策及びベッドを設置。民間施設に対し、設置

②ヘルプマーク配布に関する陳情：採択

東京都と同じヘルプマークを必要な市民に無償配布し、認知度を上げるため、広報等で周知すること。

〔提出者〕 斉藤たかし氏

〔討論〕 染谷議員：4月に障害者差別解消法が施行。市は2000平方メートル以上の既存施設

人権相談のご案内

取手市では、人権・近隣関係・家庭内の困りごと等に関する相談会を定期的に開催しています。

〔場所〕 取手市役所本庁舎及び藤代庁舎

〔日時〕 (藤代庁舎) 毎月第1金曜日 祝日・年末年始を除く
(本庁舎) 毎月第2火曜日 午前9時から午前11時

※詳細は広報広聴課市民相談室(内線1146)へお問い合わせください。

●固定資産評価審査委員会委員の選任：同意〔再任〕

齊藤茂雄氏（74） 〓 小文間

※固定資産評価審査委員会：独立した中立的・専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された事項に関し、不服の審査及び決定、その他の事務を行う行政委員会。議会の同意を得て市長が委員を選任する。

設や新築・改築時にオストメイトに対応し、スペースがあればベッドを設置する方針。今後は、障害者団体と検討して進めていきたいとのこと。

ヘルプマークは東京都発行のものが認知度もあり、市独自で作成するよりも効果が期待できる。義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人などに必要。①②いずれも賛成。

●国会に対し意見書の提出を求める陳情：趣旨採択

安倍首相の発言について、国会は日本国憲法の再確認を求めるもの。

〔委員会審査経過〕 本陳情は総務文教常任委員会の審査の中で委員から「議会（国会）は外部から関与や干渉を受けずに自らを律する自律権があり、市議

会として意見書を提出するものではないが、陳情者の国民としての思いは理解・共感できる」との理由から、趣旨採択の申し出があり、採決の結果、委員長報告を趣旨採択することに決しました。

〔提出者〕 坂巻弘始氏

〔討論〕 関戸議員：安倍首相の「立法院の長」という発言の他、国会議員は憲法99条の違反と思える発言がある。陳情は憲法順守義務の再確認を求めるもので趣旨採択の内容ではない。陳情に賛成。

池田議員：意見書は議会（国会）ではなく、内閣総理大臣や関係各位に対し、しっかりと憲法を勉強してくださいという内容。意見書を出す必要がある。趣旨採択に反対し、陳情に賛成。